呉市建設業危機管理対策協議会会則

(名称)

第1条 この会は、呉市建設業危機管理対策協議会(以下「協議会」という。) と称する。

(目的)

第2条 協議会は、呉市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、建設 業関係企業による支援体制を確立することにより、社会の秩序の維持と公共の 福祉の確保に資することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、呉市総務部危機管理課に置く。

(組織)

第4条 協議会は、呉市内に所在地を有する建設関係法人で協議会の設立目的に 賛同するものをもって組織する。

(事業)

- 第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 災害時における市民に対する支援・救援活動に関すること。
 - (2) 災害時における応急対策・復旧対策に関すること。
 - (3) 被災市民からの相談に関すること。
 - (4) 災害復旧等に係る所有資機材の貸出し及び提供に関すること。
 - (5) 各種訓練の参加に関すること。
 - (6) 防災研修に関すること。

(会員及び期間)

- 第6条 協議会の会員は、次に掲げる条件を満たすものとする。
 - (1) 呉市建設工事入札参加等資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 市内業者(建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者)又は準市内業者(建設業法第3条第1項に規定する営業所を呉市内に有する者)であること。
- 2 会員の期間は,前項第1号に規定する入札参加等資格の有効期間とするもの とする。

(入会)

第7条 協議会に入会しようとする者は、呉市建設業危機管理対策協議会入会申込書(様式第1号)及び前条第1項第1号の登録事項等を証明する書類を提出するものとする。

(登録事項の変更及び更新)

- 第8条 前条の登録事項等を変更したときは、速やかに呉市建設業危機管理対策協議会登録事項等変更届出書(様式第2号)及び登録事項等の変更を証明する書類を提出するものとする。
- 2 会員は、第6条第2項の規定による入札参加等資格の有効期間が満了し、新

たに入札参加等資格の認定を受けたときは、速やかに呉市建設業危機管理対策 協議会会員更新届出書(様式第3号)及び更新事項が確認できる書類を提出す るものとする。

3 前項の更新手続きがされない場合は、会員から退会したものとみなすものと する。

(退会)

第9条 協議会を退会しようとする者は、呉市建設業危機管理対策協議会退会届 出書(様式第4号)を提出しなければならない。

(役員)

- 第10条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は当該各号に定める とおりとする。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 5名以内
 - (3) 理事 30名以内
 - (4) 監事 3名以内
- 2 役員は、総会において会員のうちから互選する。
- 3 災害が発生した場合において、迅速に対応する必要があるため、理事は、で きる限り市内の各地区から選出するものとする。

(任期)

- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし、役員の辞任等に伴う定数の不足を 補うために就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は,任期の満了その他の理由により辞任した場合においても,後任者が 就任するまでは,その職務を行わなければならない。
- 4 災害発生などにより役員が選任できない場合は、前任役員が継続して職務を 行うものとする。

(職務)

- 第12条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代行する。
- 3 理事は、会長を補佐し、会務を遂行する。
- 4 監事は、会務の状況を監査する。

(解任)

第13条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決 により解任することができる。

(顧問)

- 第14条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の運営上重要な事項に関し、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、総会又は役員会に出席し、協議会の運営上必要があるときは、意見

を述べることができる。

(会議の招集)

第15条 会長は、必要に応じて総会、役員会等(以下「会議」という。)を招集し、その議長となる。

(定足数)

第16条 会議は、その会議を構成する会員(以下「構成員」という。)の2分 の1以上が出席しなければ開くことができない。

(議決)

- 第17条 議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決定し、可否 同数のときは、議長の決定するところによる。
- 2 構成員は、やむを得ない理由のために会議に出席することができないときは、 他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合における前 条及び前項の適用については、当該委任した構成員を会議に出席した構成員と みなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、災害発生時において会議を招集することができないときは、会長に議決を一任するものとする。

(書面表決)

第18条 前条第3項に規定するときのほか、会長が、会議を招集することが適切でないと判断するときは、あらかじめ通知された事項について、書面の提出による表決をもって議決することができる。この場合における第15条及び前条第1項の規定の適用については、表決に係る書面の提出を会議の出席とみなす。

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(委任)

第20条 この会則を実施するために必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、総会の承認があった日から実施する。

付 則

この会則は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この会則は、令和2年9月4日から実施する。

付則

この会則は、令和4年4月1日から実施する。

呉市建設業危機管理対策協議会入会申込書

年 月 日

呉市建設業危機管理対策協議 会長 様

申込者所在地名称代表者

呉市建設業危機管理対策協議会の設立目的に賛同し, 同協議会に入会を申し込みます。

なお, 連絡先等は次のとおりです。

- 1 連絡先所在地:
- 2 電 話 番 号:
- 3 担 当 部 署:
- 4 担当者氏名:
- 5 E-mail アドレス:

*添付書類:建設工事入札参加等資格の審査結果(写)

呉市建設業危機管理対策協議会登録事項等変更届出書

年 月 日

吳市建設業危機管理対策協議 会長 様

届出者所在地名称代表者

次のとおり、登録事項等を変更しましたので届け出ます。

			· · · · ·			- / - / / / /			
変	更	事	項	変	更	前	変	更	後

変更年月日 年 月 日

*添付書類:変更後の建設業許可証明書(通知書)又は許可変更届(受領印のあるもの)(写)

呉市建設業危機管理対策協議会会員更新届出書

年 月 日

吳市建設業危機管理対策協議会 会長 様

届出者所在地名称代表者

別紙のとおり,入札参加資格を更新しましたので届け出ます。

*添付書類:建設工事入札参加等資格の審査結果(写)

呉市建設業危機管理対策協議会退会届出書

年 月 日

吳市建設業危機管理対策協議会 会長 様

届出者所在地名称代表者

呉市建設業危機管理対策協議会から退会したいので届け出ます。

退会理由: